

2013年3月16日

法制審議会による刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）
に関する「要綱案」について（声明）

社団法人 日本精神神経学会
理事長 武田 雅俊

さる3月15日、法制審議会総会で、刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）に関する「要綱案」が採択された。

しかし、同「要綱案」については、それが同審議会の刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会で取り扱われていた時期から、当学会としてはその問題を看過し得ず、1月23日付で慎重な審議を求め、また2月4日付で専門家へのヒアリングを要望していたところであった。当学会の、専門家の視点からの要望を顧慮せず、「要綱案」を採択したことに、怒りを禁じ得ない。

同「要綱案」は、危険な自動車運転への罰則の検討に関連し、特定の病気に罹患していて、その影響により正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で死傷事故を起こした場合、15年以下の懲役とする罪を新設することを規定しており、対象となる病気として、意識障害を来す疾患に並び、統合失調症やそううつ病を挙げている。もとより自動車運転に携わる者が正常な運転をなし得るよう最大限の努力を払うことは義務であり、仮にそれを怠った場合、その者は結果に対し社会通念相応の責任を負うのは当然のことである。しかし、特定の病気と交通事故との関連は医学的に明らかでない。精神疾患と交通事故との因果関係についての科学的評価は存在せず、疫学調査として公表されたものもない。警察庁の資料によれば、挙げられている病気を原因とする事故はごく少なく、比率もきわめて低い。警察庁自身、資料がないことを認めた上で、実態調査は不可能と述べており、当学会がかねて主張してきた実態把握の意義を理解していない。病気と事故との関係を示す根拠が存在しないのである。それにもかかわらず、病名を特に挙げ、それを要件として罰則の対象とするのは障害者の社会参加や差別解消の観点からも不適切である。現在批准に向けた努力が進められている「障害者の権利に関する条約」にも抵触するものと考えられる。また、病気の影響を、アルコールや薬物の影響、通行禁止道路での運転や無免許運転など、明らかに故意による危険な運転と同列に扱うべきでもない。

当学会は、上記の観点から、この「要綱案」に反対の立場を表明するものである。

以上